

# ごみ分別早わかり表

令和3年改訂  
お問い合わせ  
湯浅町住民生活課 環境係  
0737-64-1102(直通)  
0737-63-2525(内線126)

区分	ごみの種類	お願い	収集日	地区	
もえるごみ	生ごみ	<b>指定袋回収</b> 生ごみは水気を十分に切って出してください。 新聞、雑誌、雑紙類は資源ごみとして出してください。 ふとん類だけ指定袋に入れて出してください。 短く切り、指定袋に入るように入出してください。	<b>ポイント</b> 新聞、雑誌、雑紙類は資源ごみとして出してください。	港、なぎ、新屋敷、浜町、浜通り、中町、かじや町、中川原、島之内、北町、道町、駅前通り、栖原、田、御蔵町から大宮通神田履物店まで	
	紙類				
	ふとん類				
	木類 剪定樹木				
プラスチック	プラスチック類	<b>指定袋回収</b> 弁当箱、容器類の中身は使い切り水洗いして出してください。汚れたものは洗って乾かしてください。 ナイロン、プラスチックひもは1m程度に切って出してください。	<b>ポイント</b> ●金属を取り外せないものはもえないごみとして出してください。 ●ペットボトルは資源ごみとして出してください。	毎週月・木曜日  毎週火・金曜日	大宮通、北道、西南道、東南道、野下、出水、本町、南栄、中之島、国道筋、北栄、宮西、横浜、青木、別所、東大宮、山田、吉川、横田、方津戸
資源ごみ(リサイクルごみ)	ダンボール	畳んでガムテープやひもでしばって出してください。	<b>ポイント</b> ●ダンボール・雑紙類・新聞はなるべく資源ごみ回収団体に引き渡してください。 ●下着類や破れた服、汚れた服はもえるごみとして出してください。 ●ペットボトルのラベルとキャップはプラスチックごみとして出してください。	毎週月曜日	
	本・牛乳パック・雑紙・シュレッダーごみ・チラシ	スーパーの袋などの透明な袋に入れるかガムテープやひもでしばって出してください。		毎週火曜日	
	古着	スーパーの袋などの透明な袋に入れるかひもでしばって出してください。		毎週水曜日	
	ペットボトル	必ず中を水洗いし、スーパーの袋などの透明な袋に入れしっかり口をしばって出してください。		毎週木曜日	
	新聞	スーパーの袋などの透明な袋に入れるかガムテープやひもでしばって出してください。		毎週金曜日	
	カン	<b>青コンテナ回収</b> 中身はすべて出して水洗いして出してください。 スプレー缶は必ず中身をすべて使い切り、キャップを外して出してください。		<b>ポイント</b> ●アルミ缶はなるべく各回収団体に引き渡してください。	毎月第1・3・5水曜日
もえないごみ	金属、金属を取り外せないもの	<b>透明の袋に入れて、青コンテナの横に出す</b> 刃物は紙などに厳重に包んでください。ライターは必ず使い切ってから出してください。 ベルトは半分に切って出してください。ホースは長さ1m程度に切って出してください。 台所用電気器具、照明器具、ドライヤー等理容器具電子機器など	<b>ポイント</b> ●酒ビン、ビールビンは販売店に引き渡してください。		
	ゴム・皮革類 その他				
	小型家電 小型電気製品				
乾電池	<b>電池ボックス回収</b> 乾電池は電池ボックスに出してください。ボックスのないところは青コンテナの横にスーパー等の透明の袋に入れて出してください。	毎月第2・4水曜日			
ビン	空きビン		<b>黄色コンテナ回収</b> キャップは外して水洗いして出してください。 割れたものは散らばらないように出してください。 ガラスは散らばらないよう紙などで包んで出してください。蛍光灯は割れないよう紙などで包んで出してください。		
	ガラス類				
	陶器類				

町内全地区

町で回収できないごみ(処理困難ごみ)	家電リサイクル法対象品目	<b>家電リサイクル法対象商品</b> エアコン(室外機含む)・テレビ(液晶・プラズマ式含む)・冷蔵庫・洗濯機・家庭用衣類乾燥機	家電リサイクル法に基づき、購入されたお店または買い替えをするお店に引き取ってもらってください。
	粗大ごみ、建設廃材、適正処理困難物、危険物など	年1回有料にて粗大ごみの集団回収を行います。広報ゆあさ等で周知しますのでご利用ください。廃棄物処理業者へ依頼する等、適正に処理してください。	
	ペットの糞、尿を含んだ砂	自家処理する等自己の責任において適正に処理してください。	
	机、たんす、イス、カーペット、じゅうたんなど	金属、ガラス類、泥等の異物は必ず取り除いてください。一枚の板にしてくださいと処分することはできません。 ※役場住民生活課へ電話でお問い合わせください。	
	事業活動に伴って生じたごみ	産業廃棄物(事業活動に伴って生じた燃えがら、汚泥、廃油、廃酸等法律で定められた20種類の廃棄物) 産業廃棄物処理業者へ依頼する等自己の責任において適正に処理してください。	事業系一般廃棄物(事業活動に伴って生じたごみのうち、産業廃棄物以外のもの) もえるごみは、町の分別方法を守り、リユースなごみへ直接搬入してください。

**収集時間について**

通常  
7:00 までに  
出してください。

夏期(6月中旬から9月中旬)  
6:00 までに  
出してください。

※夏期の期間については、広報ゆあさでお知らせします。

※その他分別がわからない品目については、湯浅町ホームページのごみ出し分別あいうえお早見表をご覧ください。



もえるごみ・プラスチックは「町指定袋」で

もえるごみの減量にご協力ください。